

平成二十一年十二月十一日受領
答弁第一七三号

内閣衆質一七三第一七三号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員石田真敏君提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石田真敏君提出平成二十一年度補正予算執行停止に関する質問に対する答弁書

一について

定住自立圏等民間投資促進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の執行に至っていないことから、交付対象事業について、中心市（定住自立圏構想推進要綱（平成二十年十二月二十六日付け総行応第三十九号総務事務次官通知）第3に掲げる要件を満たす市をいう。）が定住自立圏構想（以下単に「構想」という。）を推進している圏域（以下「推進圏域」という。）又は推進圏域以外の圏域で道府県が特に構想を推進すべきと考えている圏域において実施され、かつ、地域住民の生命と暮らしを守るという観点から緊急の地域課題である地域医療の向上に資する事業に限定すること等を基準として見直しを行ったものである。

二について

交付金の執行の見直しに際しては、道府県を通じて必要な情報収集を行い、一について述べたように地域課題への影響を考慮し、判断したところである。